

令和7年2月14日

お客さま各位

令和7年2月4日から的大雪による災害等にかかる当金庫の対応について

令和7年2月4日から的大雪により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では災害救助法が適用されたお客様のお取引について、下記のとおりお取り扱いいたします。

記

1. 預金証書・通帳、届出印鑑等を紛失された場合、被災状況を踏まえた方法によりご本人様を確認のうえ、預金を払い戻しいたします。
2. 定期預金、定期積金等につきまして、満期前の払い戻しをいたします。また、当該預金等を担保とする貸付についてもご相談ください。
3. 支払期日が経過した受取手形をお持ちの場合は、関係金融機関と協議のうえ取立ができるよう取り計らいますのでご相談ください。
4. このたびの災害等により支払いができない手形・小切手、電子記録債権の不渡りにかかる処分等について、配慮の上取り扱いますのでご相談ください。
5. 損傷した紙幣・貨幣を引き換えいたします。
6. 国債を紛失された場合のご相談をお受けします。
7. 応急資金が必要な場合や、融資のご返済についてのご相談をお受けします。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用につきましてご相談をお受けします。

そのほか、くわしくは当金庫窓口までお問い合わせください。

以 上